

平成26年 第1回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成26年1月21日(火) 午後1:30~午後1:50

2. 場 所 : 役場庁舎2階 会議室

3. 出席委員 (9人)

職 名	番 号	氏 名
会 長	10	村岡 和俊
委 員	1	畠山 賢悦
”	2	小坂 敏
職務代理	3	長根 孝衛
委 員	4	長井 進
”	5	佐藤 光男
”	6	坂根 重友
”	7	小澤 守昭
”	9	工藤 昭治

4. 欠席委員 (1人)

8番 谷地村 久人

5. 会議書記

事務局総括主幹 長峯 美智子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第1号 農地法第5条の規定による許可の取り消し願いの受理について

日程第4 議案第1号 贈与税の納税猶予に関する証明(農業経営)について

日程第5 議案第2号 不動産取得税の徴収猶予に関する証明(農業経営)について

7. 会議の概要

平成26年 第1回総会

議 長	<p>会議に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、4番 長井 進 君にお願いします。</p>
	(村民憲章の唱和)
議 長	<p>本日の出席委員数は <u>9</u> 名で、定足数に達しておりますので、これより平成26年 第1回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事日程は、配布のとおりであります。</p> <p>日程第1、議事録署名 委員の指名についてを議題とします。</p> <p>議事録署名 委員は、議長指名と言うことでご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは議事録署名委員には、3番 長根 孝衛 君 並びに6番 坂根 重友 君を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に日程第2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議 長	<p>次に日程第3、報告第1号 農地法第5条の規定による許可の取り消し願いの受理についてを議題とします。</p> <p>それでは、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第3</p> <p>報告第1号 農地法第5条の規定による許可の取り消し願いの受理について</p> <p>平成25年3月7日に農地法第5条第1項に基づいて申請がされ、4月26日付けで許可になっている土地について、取消願いの申請を受理したものです。</p> <p>P3に添付している取消願いの写しをご覧ください。これは住宅建築のための転用申請でしたがP4の取消理由に書かれてあるとおり建築の資金の都合で取り下げることになり農業委員会で受理したので報告します。</p>
議 長	<p>次に日程第4、議案第1号 贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）についてを議題といたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第4</p> <p>議案第1号 贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について</p> <p>贈与税の納税猶予の特例を受けている受贈者について租税特例措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求める。</p>

	<p>なお、証明願いが遅延して提出されたときは、承認時と事情が異なる場合を除き、追加し承認するものとする。</p> <p>今回、贈与税の猶予の継続のためにきちんと農業経営を行っている旨の承認を求めるためのものであり記載のとおり贈与年が平成10年の3名となっております。</p> <p>なお、総会において承認されると受贈者が八戸税務署に農業継続証明書を添えて提出することになっております。 以上です。</p>
議長	ただ今の事務局説明について質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議長	<p>質疑意見なしと認めます。それでは採決いたします。</p> <p>議案第1号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第1号は原案のとおり承認することに決定しました。</p>
議長	次に日程第5 議案第2号 不動産取得税の納税猶予に関する証明(農業経営)についてを議題といたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	<p>日程第5</p> <p>議案第2号 不動産取得税の徴収猶予に関する証明(農業経営)について</p> <p>不動産取得税徴収猶予の適用を受けている受贈者は、地方税法附則第12条第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求める。</p> <p>なお、証明願いが遅延して提出された時は、承認時と事情が異なる場合を除き、追加し承認するものとする。</p> <p>これは、農業経営の移譲の際、生前一括贈与を受けた農地の贈与税及び不動産取得税について、受贈者が農業経営を継続することを前提に、納税が猶予されているもので、3年に1度、農業経営が引き続き行われていることを農業委員会が証明することにより納税猶予が継続されるものであります。</p> <p>今回は、不動産取得税の徴収猶予の継続のため、承認をお願いする対象者は、議案書記載の5名であります。</p> <p>この5名の方々について、引き続き農業経営を行っていることの承認を求めるためのものであります。以上です。</p>
議長	ただ今の事務局説明について質疑、意見はございませんか。
	質疑、意見なし

議長	<p>質疑意見なしと認めます。それでは採決いたします。</p> <p>議案第2号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか</p>
	<p>異議なし</p>
	<p>よって、議案第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>以上で本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>これをもって平成26年第1回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年 月 日

議長

署名者

署名者